

日高川町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日高川町社会福祉協議会の役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬はそれぞれ別表に掲げる額とする。

2 月額報酬を受ける者で、年の途中において就任、離任したときは、その月の報酬については月割りにより計算する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議等に参加したときは、別表に掲げる額を支給する。ただし、同一日に2つ以上の会議に参加した場合は、1つのみの日額とする。

2 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前2項の費用弁償の方法については、本会旅費規程を準用する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成24年3月30日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年3月29日から施行する。

別表 (第2条関係)

職名	報酬年額
会長	120,000円
副会長	30,000円
理事・監事・評議員	—
貸付審査委員	—
ふれあい相談員	—
苦情解決第三者委員	—
その他の委員等	—

別表 (第3条関係)

職名	費用弁償	
	日額	半日
会長	6,000円	3,000円
副会長	6,000円	3,000円
理事・監事・評議員	6,000円	3,000円
貸付審査委員	6,000円	3,000円
ふれあい相談員	6,000円	3,000円
苦情解決第三者委員	6,000円	3,000円
外出支援運転手	2,000円	
その他の委員等	予算の範囲内で会長が定める額	

※日額、半日の目安(日額=4時間以上 半日=おおむね1時間以上4時間未満)

※外出支援運転手は時間に関係なく1回についての実費弁償費とする。